

令和2年度 かながわ伝統文化こども歳時記 開催業務委託仕様書

この仕様書は、令和2年度 かながわ伝統文化こども歳時記 開催業務委託の内容を示すものであり、受注者は、この仕様書に定める事項について確実に履行しなければならない。

1 事業名

令和2年度 かながわ伝統文化こども歳時記 開催業務委託

2 目的

本事業は、主に神奈川県内の子ども・青少年を対象として、県内各地域で継承されている伝統文化への理解を深め、その継承、発展への機運を醸成するとともに、後継者育成を支援することを目的として開催する。

また、本事業は、公立文化施設で行われる一般的な伝統芸能「公演」や民俗芸能「発表会」とは違い、以下の(1)と(2)の2つの特色を持った事業を目指している。

(1) 青少年の体験活動を促す取組み

神奈川県立青少年センター（以下「青少年センター」という。）という青少年施設での事業として、伝統文化に触れることに始まり、地域の活動に参加することまでに至る様々な機会を通じて得られる達成感や多世代交流、社会参加の機会といった青少年の人材育成の面で効果的な取組みであること。

(2) 伝統芸能を中心としながらも伝統文化全般を対象とする幅広い取組み

本事業では、古典芸能や民俗芸能といった芸能だけではなく、地域に伝わる古典や伝承、四季折々の年中行事、昔遊び、伝統工芸など幅広く扱うことで、身近な生活に息づく伝統文化に対する再発見の機会を分かりやすく提供するものであること。

3 委託契約期間

契約締結の日から令和3年3月25日(木)

4 委託事業の内容

(1) 開催日時：令和3年3月13日(土) 13:30~17:00(時間は予定)

(2) 主催：かながわ伝統芸能祭実行委員会

(事務局：神奈川県国際文化観光局文化課紅葉ヶ丘駐在事務所内)

(3) 入場料：無料(事前申込制)

※ただし、ワークショップで材料費等の実費を徴収するものは有料とする。

(4) 会場：青少年センター紅葉坂ホール、同ホワイエ

(5) 会場の使用可能日時：令和3年3月12日(金) 18:00 から13日(土) 22:00 まで

(6) 企画内容及び特記事項

神奈川県内の民俗芸能保存会2、3団体及び能楽・邦楽・日本舞踊等プロフェッショナルな古典芸能の出演者(出演団体)2程度からなる上演時間90分以内の伝統芸能の公演をホール内のメインプログラムとし、関連企画として、ホールのホワイエを会場とした昔遊びや伝統工芸のワークショップや体験コーナーを設けること。

メインプログラムは統一したテーマを設けると共に、司会によるインタビューや映像の使用などにより、子どもや伝統芸能初心者にも分かりやすい内容とすること。

なお、本事業は、一般財団法人地域創造(以下「地域創造」という。)による助成内定を受けて実施する。そのため発注者が地域創造への申請に際して既に企画内容や出演団体の一部については、以下のア~ウのとおり想定しているため、その内容を踏まえること。また、本事業

の実施に当たっては、下記エ、オを理解した上で行うこと。

ア 民俗芸能について

本事業には、民俗芸能の保存・継承に取り組む団体が日頃の活動成果を発表する場を提供する目的も有することから、民俗芸能の上演を行う。出演団体については、発注者が以下の3団体の出演について調整しているため、このうち2団体以上を起用すること。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じる上で、舞台上または楽屋におけるフィジカル・ディスタンスを保つことができる人数・演目とすること。

【出演候補団体】箱根湯立獅子舞（箱根町）、相模里神楽垣澤社中（厚木市）、今宿松尾大神神輿保存会（茅ヶ崎市）

なお、公演の一部には、民俗芸能の実演だけではなく、子ども・青少年が地域の民俗芸能に関わることによる意義がクローズアップできる工夫（映像やインタビュー等）を必ず取り入れること。

イ 古典芸能について

能楽・邦楽・日本舞踊といった古典芸能の多彩な魅力を、青少年を中心とした古典芸能の初心者向けに分かりやすく伝える公演も行う。この「古典芸能」の出演者及び演目については受注者が企画・提案することとするが、必ず「民俗芸能」の演目とのテーマ性や季節感等における繋がりを持たせるか、神奈川にゆかりのある演目を中心に構成すること。

ウ 関連企画について

関連企画として、伝統工芸や昔遊び等を体験するブースを3か所前後設けること。ブース出展者は、発注者が調整している以下の団体等から3団体程度が出展する予定である。受注者はこれらの関連企画の開催時間や会場空間内の適切な配置を企画すること。

【出店候補団体等】津久井の組紐、浮世絵の摺り体験、片瀬こま体験、おうちでできる昔遊びコーナー

エ 出演団体等の選定について

「ア」（民俗芸能保存会）及び「ウ」（伝統工芸、体験ブース出展団体）については、発注者が主体となって出演交渉を行い選定するが、「イ」の出演者については、受注者が企画し出演者及び演目のコーディネートを行うこと。なお、出演者の最終決定は発注者と協議の上行う。

オ 本事業は、地域創造「地域伝統芸能等保存事業 地方フェスティバル事業」の助成を受けて実施することから、当該事業の助成要綱に記載された要件に従う必要がある。実施に当たっては、それらの規定を確認し遵守すること。

以上の企画内容及び特記事項を踏まえ、発注者に提出する企画提案書の内容に従って開催する。

5 受注者が担当する業務等

(1) 企画構成、出演者調整（出演者決定以降から本番まで）、演出、楽曲構成、進行、会場設営・運営関係、楽屋割当て、その他公演とリハーサルに関わる関係者の日程調整、本番当日の出演者等の送迎・道具等の運搬、進行管理、出演料の支払い等制作業務全般。

(2) 公演チラシ等広報物のデザイン・印刷、公演プログラム原稿作成及び会場周辺地域での交通広告の制作・出稿

※広報物に必要なロゴ・表示

「神奈川県立青少年センター」ロゴ、「かながわ伝統芸能祭」ロゴ、「神奈川文化プログラム」ロゴ、「beyond 2020」ロゴ、「助成：一般財団法人地域創造」の表示（以上、詳細は別途指示する）

(3) 運営マニュアルの作成

ア 発注者と協議しながら運営マニュアルを作成し、公演日2週間前に発注者へ提出すること。

※ 運営マニュアルの記載事項を例示すると次のとおり。

イベント概要、会場図、運営体制図、スタッフ配置一覧、進行表、会場設営及び撤収概要、搬入出・駐車場概要、警備・感染症対策を含む安全対策概要、各種緊急時対応、等
イ 運営マニュアルは、必要に応じて修正を加え、常に最新のものを発注者と共有すること。

- (4) 記録映像の作成
- (5) その他、本番当日に向けた必要な準備業務等

6 発注者が担当する業務等

- (1) 広報（プレスリリース、県広報媒体の利用、チラシ発送作業、ホームページ作成）
- (2) 事前申込受付業務
- (3) 古典芸能を除く出演団体等に係る関係市町村との連絡調整
- (4) 当日会場の受付
- (5) 舞台・照明・音響等の設営・運営・解体に係る業務補助
- (6) 公演プログラムの印刷

7 経費負担

- (1) 受注者が負担する経費は次のとおりとする。
 - ア 舞台関係経費
 - イ 出演団体関係経費（当日における団体の送迎等も含む）
 - ウ ポスター、チラシ、当日パンフレット等の広報物のデザイン料、チラシ印刷費
 - エ 広告出稿費
 - オ その他委託業務を実施するに当たり必要な経費
- (2) 発注者が負担する経費は次のとおりとする。
 - ア 会場の使用料及び付帯設備使用料
 - イ 委託業務の実施期間中に必要とする搬入搬出その他車両の会場駐車場利用に係る駐車料金（会場が用意できる駐車可能台数までに限る）
 - ウ 会場が所有又は占有する舞台小道具等使用料

8 安全管理

- (1) 受注者は、委託業務を行うに当たり、舞台設営・解体の安全管理に万全を期し、労働安全衛生に係る関係法令の規定に従うほか、会場である神奈川県立青少年センター職員（以下「職員」という。）の指示を受けて適切に取り扱うこと。
- (2) 受注者は、労働安全衛生に係る関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに発注者に報告すること。
- (3) 受注者は、舞台関係設備、備品を特別な仕様で使用する場合は、事前に職員の許可を得ること。
- (4) 本公演、リハーサル及び舞台設営・解体等作業中に、職員が安全上問題があると判断し指摘した場合は、直ちに当該作業を中止し、職員の指示に従うこと。
- (5) 本公演、リハーサル及び舞台設営・解体等作業中において、会場である神奈川県立青少年センターが策定する新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン等を遵守すること。

9 著作権の取扱

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）は、すべて発注者に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受注者にお

いて行うものとする。

- (3) 発注者が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議の上、調達可能なものについては発注者が提供する。
- (4) 本事業に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責任に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

10 その他官公署に関する手続

受注者は、舞台上で火気を使用する場合、その他官公署に関する手続が必要となる場合は、事前に行うこと。

11 物品販売等申請

受注者は、物品販売、その他会場に申請が必要となる場合は、事前に行うこと。

12 実績報告書及び成果物の提出

(1) 提出物

ア 実績報告書（経費内訳を添付）

イ 成果物として、チラシ等の広報作成物及び進行台本を3部ずつ提出すること。

ウ ハイビジョン相当以上の画質で作成、編集した公演に係る記録映像を納めたDVD媒体5枚及び記録写真データを納めたDVD媒体3枚（映像は、位置づけとしては舞台公演における記録という性格のもので構わない。）

(2) 提出期限

令和3年3月25日（木）

13 個人情報の取扱

本事業によって知り得た個人情報については、個人情報保護のために別紙に掲げる事項を遵守しなければならない。

14 再委託の禁止

受注者が本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

15 その他

- (1) 受注者は、天候や交通状況の悪化等より、やむを得ず公演の開催が困難な場合等の不測の事態への対応は、発注者と協議の上、方針を決定しておくこと。
- (2) この仕様書に明記されていない事項、又はこの仕様書の内容に関し疑義が生じた場合は、発注者と受注者とで協議の上、決定する。